



第11期 事業計画書

2026年4月1日から2027年3月31日まで

1

事業の概要

1. 奨学事業

(1) 対象者

2026年の奨学対象者は以下のすべての要件を満たす者とする。

- 日本に所在する歯学部歯学科（歯科医師養成課程）に在籍している大学生又は歯学系の研究科に在籍する大学院生（博士課程）
- 日本国籍を有する者
- 成績が優秀である者
- 経済的理由によって修学が困難と認められる者

具体的には以下の者を予定する。

- ①継続対象者: 昨年度奨学生のうち卒業生等を除く89名
- ②新規対象者: 2027年4月1日現在に大学4年生及び大学院1年生である応募者より(3)により選考した38名

(2) 給付内容等

給付内容: 1名あたり、大学生は月額6万円、大学院生は月額10万円

給付期間: 原則として正規の最短修業年限までの期間。

(大学生は最長3年間、大学院生は最長4年間)

(3) 選考手続等

選考は願書、成績証明書、指導教官等の推薦書をもとに、歯科医学の発展に対する熱意、学業成績、人柄、家計の収入状況等について外部有識者で組織する選考委員会において総合的に審査を行い、その審査に基づき理事会で最終決定することとしている。

2. 助成事業

(1) 対象者

2026年の助成対象者は、助成金の種類ごとに、以下とする。

研究開発助成

国内の研究機関にて在職する研究者で、以下の研究を行う者とする。

- 医療現場において新しい価値を提供する以下の領域の研究
- 以下の領域において、新しい価値を提供する医療機器に関する研究、または同分野での医療機器の開発・改良につながるような基礎的研究

対象領域

- 歯科・歯周治療
- 歯科・インプラント治療
- 脳神経外科・脳/脊髄治療

具体的には以下の者を予定する。

- ①継続対象者: 昨年度助成者のうち、助成修了者を除く33名
- ②新規対象者: (3)により選考した22名

海外留学助成

国内の研究機関にて在職する研究者のうち、先進的な歯科医学を海外で勉学する、以下のすべての要件を満たす者とする。

- 国内の研究機関にて在職する研究者のうち、歯科分野での勉学を目的として海外への海外留学を行うこと
- 現在の所属機関からの留学ではなく、一旦、休学・休職等をし、私費で留学する者
- 留学先の受け入れが決まっていること
- 海外留学助成贈呈式に参加できる者

具体的には以下の者を予定する。

- ①継続対象者: 昨年度助成者のうち、助成修了者を除く3名
- ②新規対象者: (3) により選考した1名

(2) 給付内容等

給付内容及び給付期間

研究開発助成: 1件最高300万円を最長3年間

海外留学助成: 月額30万円を最長3年間、渡航費(上限30万円)

(3) 選考手続等

申請書類について各選考委員が当財団の選考基準を用い採点を行った結果を元に、当財団の選考委員会において総合順位を定め、上位者から順次、助成金の交付対象候補者を決定する。

理事会は、選考委員会の最終選考結果を基に、当財団の助成者を決定する。

採否の結果は、応募者全員に通知するとともに、助成者についてはホームページにおいて公表する。

3. Award (表彰) 事業

今年度より事業を開始する。

(1) 対象者

歯科医学において著しい貢献を果たした者

(2) 表彰内容等

大賞1,500万円1名、副賞800万円2名

(3) 選考手続等

国内外の対象分野の主要学会へ推薦依頼を行うとともに、ホームページ等にも掲載し募集を行う。

推薦書について各選考委員会が当財団の評価基準を用い採点を行った結果を元に、当財団の選考委員会において総合順位を定め、上位者から順次、表彰候補者を決定する。

理事会は、選考委員会の最終選考結果を基に、当財団の表彰者を決定する。

採否の結果は、応募者全員に通知するとともに、表彰者についてはホームページにおいて公表する。

以上